

平成 14 年 4 月

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの一部改定について

「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン〔昭和 61 年作成、平成 7 年改定）の一部を以下のとおり改定することとした。

3 . 中「(不当廉売関税政令第 2 条第 3 項)」を「(不当廉売関税政令第 2 条第 4 項)」に、「不当廉売関税政令第 2 条第 3 項に規定する」を「不当廉売関税政令第 2 条第 4 項に規定する」に改める。

5 . 中「第 9 項後段、第 10 条第 1 項、第 2 項」の次に「、第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項」を加え、「不当廉売関税政令第 10 条第 1 項若しくは第 2 項」を「不当廉売関税政令第 10 条第 1 項、第 2 項、第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項」に改める。

6 . 中「下記 8 . を除き」を「下記 9 . を除き」に改める。

7 . 中「不当廉売関税政令第 10 条第 1 項、第 2 項」の次に「、第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項」を加え、「相殺関税政令第 7 条第 2 項又は不当廉売関税政令第 10 条第 2 項」の次に「若しくは第 10 条の 2 第 2 項」を加える。

3 . を 4 . に、 4 . を 5 . に、 5 . を 6 . に、 6 . を 7 . に、 7 . を 8 . に、 8 . を 9 . に、 9 . を 10 . に改め、 2 . の次に次の事項を加える。

3 . 中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第 2 条第 3 項、第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）

(1) 不当廉売関税政令第 2 条第 3 項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

- 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中華人民共和国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）の重大な介入がない事実
- 二 主要な投入財(原材料等)の費用が市場価格を反映している事実
- 三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- 四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- 五 その他「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

(2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合

意した条件を定めた議定書第 15 節(d)の規定により、不当廉売関税政令第 2 条第 3 項及び第 10 条の 2 の規定は、平成 28 年 12 月 10 日までの間に限り適用できるものであることに留意する。